

就学相談のしおり

(5 歳児)



高知市教育委員会

目 次

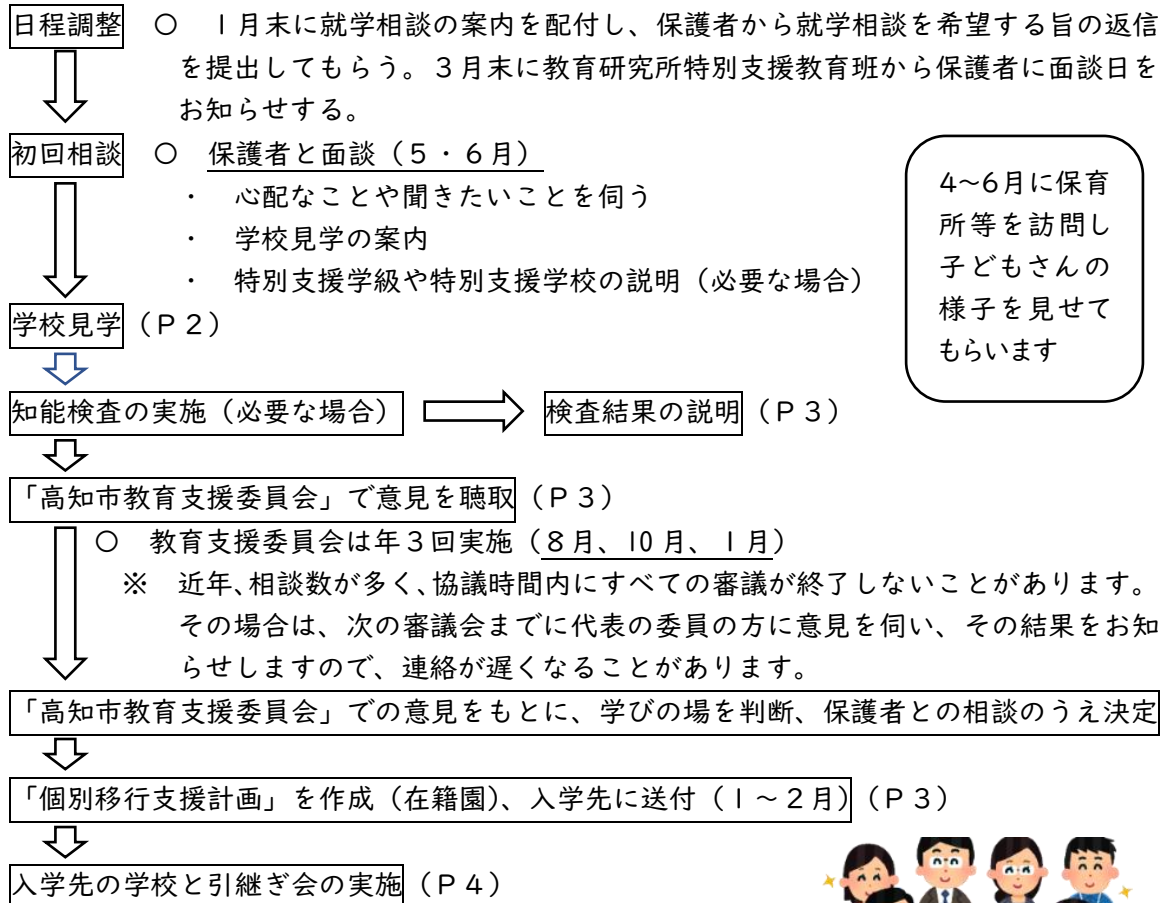
1 就学相談の流れ	1
2 学校見学について	2
3 知能検査の実施について	3
4 高知市教育支援員会について	3
5 「個別移行支援計画」について	3
6 引継ぎ会について	4
7 特別支援学校について	5
8 特別支援学級について	7
9 通級による指導について	11
10 医療的ケアが必要な子どもの相談について	12
11 就学時健康診断について	13
12 区域外就学について	13
13 放課後等の過ごし方について	14

資料1 就学相談 年間の流れ

資料2 個別移行支援計画(様式)



Ⅰ 就学相談の流れ（5歳児）



○ 初回相談の後は、主に担当との電話での相談・確認となりますが、検査や対面での相談が必要な場合はご連絡させていただきます。また、保護者の方が相談したいことや分からないことがあったり、対面での相談を希望されたりする場合はいつでもご連絡ください。

○ 特別支援学校や特別支援学級への入学・入級については、特に保護者から提出していただく文書等はありません。1月末から2月の初めには、高知市立学校の場合は高知市教育委員会から、高知県立学校の場合は高知県教育委員会から「入学通知書」がご自宅に届けられます。

○ 小学校・義務教育学校の通常の学級を希望される場合は、初回相談の後、保護者の確認を得て、引継ぎのみを実施するようになります。

2 学校見学について

(1) 特別支援学校の学校見学・体験入学

特別支援学校には、学校見学や体験入学の日を決めている学校や保護者の希望に応じて電話連絡の後、学校見学日を設定する学校などがあります。体験入学・学校見学申し込みについては保護者や在籍園から問い合わせをお願いいたします。

- 体験入学を実施する学校では、特別支援担当保育士や加配教員の参加をお願いする場合があります。
- 特別支援学校の見学については、可能であれば子どもさんも一緒に行っていただくと、学校も子どもさんの様子が分かるのでよいのではないかと思います。見学申し込みの際に確認していただけたらと思います。
- 必要に応じて特別支援教育課の担当が同行させていただくことがあります。

(2) 小学校・義務教育学校の学校見学

特別支援学級への入級を検討されている保護者には、小学校・義務教育学校（以下小学校と記載）の学校見学をご案内しています。1学期と2学期に各一日ずつ予定しており、初回相談時に見学先の学校の日時をお伝えします（見学者が複数おりますので、できるだけ設定日での学校見学をお願いしております）。参加される場合は、教育研究所から各小学校等へ子どもさんの名前や園名、見学者等を伝えておきますので、都合により参加できなくなった場合は、教育研究所にご連絡ください。

- 小学校の見学は、基本的に保護者のみでお願いしております。
- 見学には徒歩か自転車等で来ていただくようお願いいたします。諸事情で車を利用された場合は、事前に相談担当までお知らせください。
- 見学の案内は小学校の管理職等をお願いしております。必要に応じて教育研究所特別支援教育班が同行することがあります。



3 知能検査の実施について

医療等で実施されている場合は検査結果の提出をお願いしております。検査を実施していない場合などは、保護者の希望や了承のもと、教育研究所特別支援教育班で知能検査（田中ビネーVなど）を実施しています。

特別支援学校や特別支援学級を希望または検討されている場合は、検査結果が必要になります。

教育研究所に来所していただき、特別支援教育相談員が検査を実施します。

検査結果につきましては後日、教育研究所または在籍園にて説明をさせていただきます。

4 高知市教育支援委員会について

教育支援委員会のメンバーは、医師や大学教授、特別支援学校教職員、保育・幼稚園長代表など15名以内で構成されています。

相談のあった一人一人の子どもについて、障害の状態や教育的ニーズ、保護者の意見及び各関係機関の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた、総合的な観点から就学先についての意見を伺います。

- 教育支援委員会では、保護者の了承のもと、教育研究所の相談担当から諸検査の結果や子どもの様子、保護者の希望などについて説明し、委員の方の意見を伺います。
- 教育支援委員会での意見をもとに、高知市教育委員会が学びの場を判断し、保護者と相談のうえ、決定しています。
- 教育支援委員会は年3回（8月、10月、1月）実施しています。近年、相談数が多く、時間内にすべての審議が終了しないことがあります。その場合は、次の審議会までに代表の委員の方に意見を伺い、判断の結果をお知らせしますので、連絡が遅くなる場合があります。

5 「個別移行支援計画」について（資料2参照）

個別移行支援計画は、入学先の学校に、子どもの様子を伝えるとともに、入学先でも気を付けてもらいたいことや支援方法などを記載し、引き継ぐものです。

作成は特別支援担当保育士や加配教員、クラス担任が行います。

【フェイスシート】

1枚目のフェイスシートには、名前・生年月日・住所・家族構成・連絡先などの他、診断名や医療機関、諸検査の記録や保護者・本人の願いなどを記載します。

【子どもの様子や入学後を想定した手立てなど】

2枚目以降は、基本的な生活習慣、集団行動・対人関係、運動、意思疎通・表現などについて子どもの様子とそれに対する入学後を想定した支援方法を必要な欄に記載します。

※ 個別移行支援計画は保育所・幼稚園等が作成後、保護者が内容を確認しフェイスシートに自署をします。

※ 個別移行支援計画は2月初旬までに保育所・幼稚園等から入学する学校に送ります。

※ 入学後も支援を継続していくために、小学校や特別支援学校では「**個別の教育支援計画**」「**個別の指導計画**」を作成します。通常の学級に在籍する場合も発達障害の診断があったり、特別な支援が必要であったりする場合は学校に作成をお願いしています。

6 引継ぎ会について

(1) 特別支援学校

特別支援学校の場合は、入学前に入学準備説明会などを実施し、事前に保護者から話を聞く時間を設けています。引継ぎの方法は学校によって違いがありますので、園・保護者から直接確認をお願いします。

(2) 小学校

小学校の場合は、2～3月に小学校等か在籍園で引継ぎ会を実施します。

事前に学校に送付した「個別移行支援計画」を参考にしながら、保護者・在籍園・学校の3者で引継ぎ会を行います。必要に応じて、教育研究所特別支援教育班担当も参加します。

12月に教育研究所から引継ぎをお願いする児童名簿を保育所・幼稚園等及び小学校に送付します。その後、小学校から在籍園に日程調整の連絡がありますので、園を通して保護者との日程調整をお願いしています。



7 特別支援学校について

(1) 特別支援学校の種別

- ・ 知的障害
- ・ 肢体不自由
- ・ 病弱
- ・ 視覚障害
- ・ 聴覚障害

(2) 高知市が校区となる特別支援学校（小学生）

	学 校 名	備 考
視 覚 障 害	高知県立盲学校	
聴 覚 障 害	高知県立高知ろう学校	
知 的 障 害	高知市立高知特別支援学校	
	高知大学教育学部附属特別支援学校	定員3名
	高知県立日高特別支援学校	
	高知県立山田特別支援学校	
肢 体 不 自 由	高知県立高知若草特別支援学校	
	高知県立高知若草特別支援学校 子鹿園分校	
	高知県立高知若草特別支援学校 土佐希望の家分校	
	高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	
病 弱	高知県立高知江の口特別支援学校	
	高知県立高知江の口特別支援学校 高知大学医学部付属病院分校	隣接している 病院に入院し ている場合
	高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	

※ 高知県立日高特別支援学校は、高知市に「高知しんほんまち分校」と「高知みかづき分校」があります。「高知しんほんまち分校」は中学部・高等部のみ、「高知みかづき分校」は高等部のみとなっています。

(3) 1クラスあたりの人数について

小学部・中学部は、1クラス的人数が6名までです。基本的に同学年になりますが、複数学年で1クラスになる場合もあります。

(4) 特別支援学校の就学先決定について

特別支援学校が対象になる場合は、8月又は10月の高知市教育支援委員会で意見を聴取し、高知市教育委員会が判断をした後、就学相談担当から保護者に連絡させていただきます。

複数の学校で決定を迷われている場合も見学等をされた後、12月初めまでに希望の就学先を決定し、就学相談担当までお知らせください。

知的障害特別支援学校を希望される方で高知大学教育学部附属特別支援学校を受検される場合は合否が分かるのが11月末から12月初め頃になります。そのため附属特別支援学校が不合格となった場合の希望就学先を決定しておいてください。

(5) 特別支援学校の対象となる基準

※ 高知大学教育学部附属特別支援学校は独自での合格者選定となりますので、この基準の限りではありません。

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅延の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

学校教育法施行令第 22 条の 3 参照

8 特別支援学級について

特別支援学級とは、特別な支援が必要な子ども一人一人に応じた教育を行うため、小・中義務教育学校に設置された障害種別ごとに編成された少人数の学級をいいます。

概ね、週の授業数の半分以上を特別支援学級において、特別な教育課程で学ぶ必要があるお子さんが対象となります。

(1) 特別支援学級の障害種別

- ・ 知的障害
- ・ 難聴
- ・ 肢体不自由
- ・ 言語障害
- ・ 病弱・身体虚弱
- ・ 自閉症・情緒障害
- ・ 弱視

(2) 1学級当たりの人数

8名まで（在籍する人数によって、1～6年まで複数の学年が在籍します。）

(3) 担任について

1学級に担任が1名配置されます。特別支援学級の担任は、特別支援学級で指導に当たる場合と交流学級（通常の学級）に行って、指導や支援をする場合があります。

(4) 交流学級について

特別支援学級に在籍していても通常の学級（交流学級）で学習をすることもあります。交流学級で過ごす時間は一人一人の子どもの様子によって変わってきますが、多くの時間を通常の学級における支援で過ごせるようであれば、通常の学級に籍を移すことも検討します。

(5) 知的障害特別支援学級について

① 知的障害のあるお子さんの学習については次のような視点が大切です。

- ア 子どもの様子や発達段階に応じた指導内容にする
- イ 時間割や学習環境を整え、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする
- ウ 日常生活や社会生活に必要な力や習慣が身に付くようにする
- エ 将来の自立に向けて、働くために必要な知識や技能、態度が育つようにする
- オ 生活に結び付いた具体的な活動に取り組むことで知識や技能の定着を図る
- カ 多様な生活経験を通して、生活の質が高まるように支援する
- キ 意欲的に取り組めるように、子どもの興味・関心のあることを学習に取り入れたり、教材を工夫したりする
- ク 子どもが自分から活動できる場面を増やし、成功体験を積む経験を増やす
- ケ 集団の中で自分の役割が発揮できるように支援する
- コ 発達のアンバランスさや情緒的な不安定さなどに配慮した支援をする

② 「各教科等を合わせた指導」について

前述のような学習の視点を大切にするために、知的障害特別支援学級においては、教育課程に「各教科等を合わせた指導（日常生活の指導や遊びの指導、生活単元学習、作業学習）」を取り入れ、実際に日常生活に即した学習を具体的、体験的に行い、自信や意欲を育むことができるように学習を進め、将来の生活に役立つ「生きる力」を身に付けていきます。

ア 日常生活の指導

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について学習します。衣服の着脱や手洗い、排せつなど基本的な生活習慣の内容、あいさつや言葉遣いなどの日常生活や社会生活において、習慣的に繰り返される、必要で基本的な内容が取り上げられます。

イ 生活単元学習

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために一連の活動を組織的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際、総合的に学習します。

ウ 遊びの指導（小学部、小学生対象）

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していきます。

エ 作業学習

作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習します。



(6) 知的障害特別支援学級以外の特別支援学級について

知的障害特別支援学級以外の特別支援学級は、基本的に知的障害のない児童で、それぞれの障害種別の支援が必要な児童が対象になります。小・中学校等の通常の学級の教育課程に加えて、「自立活動」の指導を行うこととなっています。

① 「自立活動」とは

「自立活動」は、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の教育課程において、個々の児童が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う指導のことです。

「自立活動」は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心として、各教科等の指導においても密接な関連を図って行います。

② 自立活動の内容（6区分27項目）

- ア 健康の保持
- イ 心理的な安定
- ウ 人間関係の形成
- エ 環境の把握
- オ 身体の動き
- カ コミュニケーション

すべての内容を扱うのではなく、子どもの様子や課題に応じて必要な区分・項目を選択し、教育活動全体を通じて行います。

③ 自立活動の活動例

ア 肢体不自由特別支援学級の児童で歩行はできるものの不安定さがある場合、周りに友達が多い時や階段昇降の際に転倒の危険を避けるよう注意する必要があります。そのため、特別教室に移動する際、荷物をリュックサックに入れて移動したり、階段昇降は、人通りの多い時を避け、手すりをしっかり持って昇降したりすることをその都度確認していきます。また、自立活動の時間の中で必要なストレッチを行ったり、身体の動かし方等を学びます。

イ 病弱・身体虚弱特別支援学級の児童で運動制限などがある場合、低年齢の時は、遊びたくて無理をしてしまうなど体調管理が難しかったり、友達と同じようにできないことで悩んだりすることがあります。そのため、年齢に応じた病気への理解をすすめるとともに、学校生活で気を付けなければいけないことを一緒に考えていきます。また、体育などの時間はできる範囲で参加したり、別の活動に取り組んだりします。

ウ 弱視特別支援学級の児童で眼鏡をかけても遠くが見えなかったり文字が小さいと見えにくかったりする場合は、学習の際に単眼鏡や拡大読書器、タブレット端末などを活用して学習していく必要があります。そのため、必要な道具や機器が上手く使えるように個別に学習していきます。

エ 難聴特別支援学級の児童で補聴器を装着している場合、補聴器の扱いや保管方法などが自己管理できるようにしていきます。また、必要に応じて静かで学習しやすい特別支援学級において学習に取り組みます。

オ 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童で相手の気持ちを察することが苦手な場合、友達が不快に感じることを何気なく言ってしまうことがあります。そのため、場面に応じた友達への声がけの仕方などを具体的に例示して学んでいきます。

(7) 特別支援学級が対象となる障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）

で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）【25文科初第756号】参照

9 通級による指導について

通級による指導では、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害による学習上又は生活上の困難を解決するために週に1時間程度、個別や小グループでの自立活動の学習を行います。

他校通級の小学生は、保護者の送迎が必要となります。

(1) 通級指導教室の対象となる障害の程度について

言語障害：口蓋裂、構音障害のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに通じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

LD（学習障害）：全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ADHD（注意欠陥多動性障害）：年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

自閉症：自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

情緒障害：主として心理的要因による選択制かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

病弱・身体虚弱：病弱及び身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）【25文科初第756号】参照

(2) 通級指導教室設置学校（高知市のお子さんが対象）

【高知市立】 ※ことばの教室は小学校・義務焔育学校前期課程のお子さんが対象です。

	設置学校	連絡先
ことばの教室 (言語障害通級指導教室)	第六小学校	(088) 822-2821 直通
	はりまや橋小学校	(088) 882-0273 直通
LD・ADHD・自閉症・情緒障害 通級指導教室	潮江小学校 (自校通級、他校通級) 初月小学校 (自校通級) 神田小学校 (自校通級) 一宮東小学校 (自校通級) 江陽小学校 (自校通級、巡回指導) 潮江中学校 (自校通級、他校通級)	

通級指導教室		担当する学校
言語障害	第六小	第四小、第六小、江ノ口小、旭小、旭東小、潮江小、小高坂小、秦小、初月小、横浜小、長浜小、朝倉小、鴨田小、一ツ橋小、朝倉第二小、潮江南小、神田小、横浜新町小、横内小、鏡小、春野東小、春野西小、行川学園（前期）
	はりまや橋小	江陽小、潮江東小、昭和小、浦戸小、三里小、五台山小、高須小、布師田小、一宮小、久重小、介良小、大津小、泉野小、一宮東小、十津小、介良潮見台小、はりまや橋小、土佐山学舎（前期）
LD・ADHD・自閉症・情緒障害	潮江小	通級指導教室設置校及び巡回指導を受ける学校を除く小学校・義務教育学校（前期課程）
	江陽小	自校及び巡回指導を受ける学校
	初月小、神田小、一宮東小	自校
	潮江中	全中学校・義務教育学校（後期課程）

【高知県立】

病弱・身体虚弱	高知県立高知江の口特別支援学校
---------	-----------------

10 医療的ケアが必要な子どもの相談について

たんの吸引や経管栄養、導尿など医療的なケアが必要で小学校等への就学に向けて、年長になる前に相談を希望される場合は、教育研究所特別支援教育班（832-4492）へご連絡ください。

高知市立小・中・義務教育学校・特別支援学校では、「高知市立学校における医療的ケア実施要綱」に基づき、主治医からの意見書をもとに、医療的ケアの実施が可能と認められた者について、看護師の配置により、学校における医療的ケアを実施しています。

11 就学時健康診断について

10月初旬に、高知市教育委員会より、次年度小学校等1年生になる子どもさんのいる家庭に「就学時健康診断」の案内が封筒で届きます。

これは、就学に向け、校区の小学校において、内科検診、歯科検診、視力検査、発達検査等を実施するもので、居住区の小学校で11月頃に行われます。

基本的には、健診等は子どもたちだけで教員や上級生の引率のもと行います。子どもだけで検診を受けることが心配な場合は、保護者に同伴してもらうようお願いすることもあります。

また、すでに特別支援学校への入学が決まっている場合は、必ずしも健康診断を受ける必要はありませんので、ご相談ください。



12 区域外就学について

児童・生徒が通学する学校については、教育委員会が住民基本台帳の住所により、就学すべき学校を指定しており、原則、指定学校に入学します。

ただし、特別な事情がある場合で、指定学校以外の学校に就学を希望する場合はご相談ください。

【区域外就学の事例】

○小学生の保護者が仕事に従事し、下校後も保護者が自宅にいない状態である者で次の預け先がある場合

- (1) 児童の親族(児童からみて三親等以内)
- (2) 保護者の経営する事業所
- (3) 保護者の勤務先(事業主の承諾書が必要)
- (4) (1)以外のご親戚の家や保護者のお知り合いの家(承諾書が必要)
- (5) 保護者と契約している託児事業所(託児契約書(写し可)必要)

○住居の新築、購入などで転居することが確実な場合

※ 契約書などの写しが必要です。

(担当課：高知市教育委員会 青少年・事務管理課 823-9468)

13 放課後等の過ごし方について

(1) 「放課後児童クラブ」

保護者が労働等によって、昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図るために、小学校・義務教育学校に設置されています。担当課は、高知市こども未来部子ども育成課です。

① 開設日及び開設時間

ア 通常開設……放課後～18時

○ 学校の放課後

イ 一日開設……8時～18時

○ 春休み・夏休み・冬休みの長期休業日

○ 学校の代休日

○ 5月・6月・9月・10月・11月・12月・1月・2月・3月の各第三土曜日

※ 上記第三土曜日が祝日の場合は、第二土曜日に開設

② 休会日

○ 土曜日（上記の開設する土曜日を除く）、日曜日、祝日

○ 年末年始（12月29日～翌年1月3日）

○ 臨時休会については、随時連絡します。

③ 保護者負担金

○ 児童1人につき、月額8,100円です。日割制度はありません。

○ 児童クラブ保護者負担金の減免を申請することができる場合があります。詳しくは、担当課までお問い合わせください。申請は年度毎の受付です。

④ 放課後児童クラブでの過ごし方の例《通常開設の場合》

下校時	あいさつ 連絡帳提出 学習 遊び	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態等の確認 ・連絡事項の確認・帰宅時間の確認 ・宿題などを自主的に取り組む ・天気の良い日はできるだけ屋外で遊ぶ 屋内…読書、ブロック、折り紙など 屋外…ボール遊び、遊具を使用しての遊び、鬼ごっこなど
18:00	おやつ 片付け・掃除 帰りの会 あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ・本や紙芝居の読み聞かせ ・片付け ・一日のふり返り・帰宅準備 ・連絡、注意事項の伝達・帰宅時の安全指導 ・帰宅



※ 詳しくは、高知市子ども育成課ホームページの「高知市放課後児童クラブ入会のご案内」をご覧ください。

(子ども育成課：高知市役所本庁舎3階 TEL：088-823-9482)

※ 入会の申込受付は、入学年の1月の予定です。

※ 「放課後子ども教室」：放課後児童クラブを設置していない小・義務教育学校の、全学年児童を対象として放課後や長期休業日における安心・安全な居場所を提供する遊び等を中心とした活動を行い、地域の方が安全管理を行います。

(2) 「放課後等デイサービス」

特別な支援が必要な児童生徒が対象の通所サービスです。下校後、放課後の時間帯を事業所で過ごします。夏休み等の長期休業中も利用できます。生活能力向上のための支援や居場所の提供を行います。過ごし方については、各事業所の特色がありますので、利用開始までに事業所見学等をされることをお勧めします。

放課後等デイサービスの事業所には利用者の定員があります。利用を希望される場合は、早めに相談を開始されることをお勧めします。

担当課は障がい福祉課地域生活支援室 障がい福祉サービス担当です。

(高知市役所本庁舎1階110窓口 TEL：088-823-9378)

利用料について

通所サービスは、利用の申請を行い、「受給者証」を取得することで国と自治体から利用料の9割が給付され、1割の自己負担でサービスが受けられます。利用した日数に応じた利用料を払います。

※ただし、前年度の世帯所得によって、ひと月に負担する額の上限が決められていますので、利用する日数が多くても下記の金額以上の負担は発生しません。

対象となる世帯 (保護者の属する住民基本台帳での世帯)	月額負担上限額
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	0 円
市民税課税世帯 (市町村民税所得割が28万円未満の世帯)	4,600 円
市民税課税世帯 (市町村民税所得割が28万円以上の世帯)	37,200 円

「放課後等デイサービス」手続きの流れ



通所サービスを利用したいですが、
どのような手続きをしたらよいですか？

相談の流れは、
こちらです



相談

- ・地域の「障害者相談センター」※2に相談し、サービスの利用対象となるか確認します。
- ・指定障害児通所支援事業所の一覧※1、各事業所のホームページやチラシ

見学

- 等を見て、事業所の空き状況、療育の内容、費用、利用可能な回数等をご確認ください。
- ・気になる事業所に連絡し、見学・面談の予約を入れて下さい。

申請



- ・利用したい事業所が決まりましたら、福祉サービスの利用申請が必要になりますので、「障害者相談センター」※2に連絡をしてください。
事業所の利用計画案を作成し、障害福祉課へ提出するお手伝いをさせていただきます。
- ・障がい福祉課が支給決定し、「受給者証」※3を交付します。

支給決定

契約

- ・利用する事業所に受給者証を提示して、契約をしてください。

利用



モニタリング

- ・サービスの有効期限が近づいてきたら、相談員等が利用計画の内容が適切であるか確認し、継続してサービス利用できるよう支援いたします

※1 指定障害児通所支援事業所の一覧は「高知市障がい福祉課のホームページ」に最新の情報が掲載されています。



※2 「障害者相談センター」

センター名（担当地域）	住 所	電話番号
東部 （布師田・大津・三里・ 五台山・高須・介良・ 南街・北街・下知）	高知市葛島4-3-3 東部健康福祉センター	882-9391
西部 （朝倉・鴨田・ 旭街・初月・鏡）	高知市旭町2丁目21-6 高知市障害者福祉センター	802-8166
南部 （潮江・長浜・御畳瀬・ 浦戸・春野）	高知市百石町3丁目1-30 南部健康福祉センター	856-9255
北部 （一宮・秦・江ノ口・ 小高坂・上街・高知街・ 土佐山）	高知市丸ノ内1丁目7番45号 総合あんしんセンター3階	820-5211

※3 受給者証

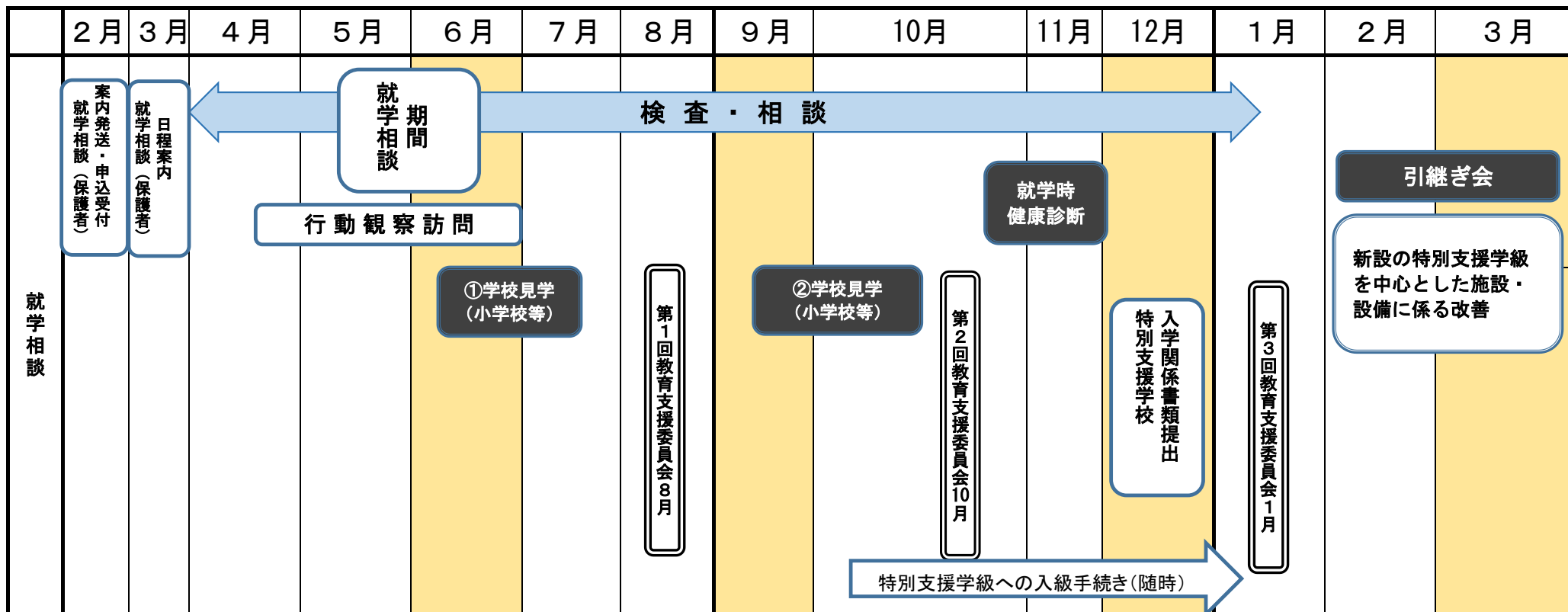
通所受給者証 高知市	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスを利用するのに必要な情報が記載されています。利用の際に、事業所等に提示してください。 ・紛失した場合は、再発行の手続きが必要になりますので、大切に取扱いってください。
-------------------	---

(3) 「放課後子供教室」（県立山田特別支援学校内）

子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう学習や体験・交流活動などを行います。高知県立山田特別支援学校に開設されています。担当課は高知県教育委員会事務局 生涯学習課（高知県庁西庁舎 TEL：088-821-4745）です。高知県立山田特別支援学校に在籍の児童生徒が利用できます。

資料 1

就学相談 年間の流れ



備考

- 就学相談に関わる学校見学について
 - ・ ①6月末～7月初旬、②9月～10月初旬の間で各1日(2日間)、学校見学の日時を設定しています。見学希望がある場合は教育研究所から各小学校へ参加者を連絡しておきますので、参加できなくなった場合は特別支援教育課(832-4492)にご連絡ください。
 - ・ 学校見学は基本的に保護者のみの参加になります。駐車場が限られますので徒歩又は自転車(バイク)等で参加をお願いします。
 - ・ 学校見学の対応は各校の管理職等が行います。必要に応じて教育研究所の担当も参加させていただきます。
- 就学先の決定について
 - ・ 就学先(特別支援学校・特別支援学級・通常の学級)については、保護者の了承のもと、8月・10月・1月に開催される高知市教育支援委員会において、子どもさんの様子や診断、知能検査結果、保護者の希望などをもとに審議を行います。そこで出された意見をもとに担当が相談をさせていただきます。
- 引継ぎについて
 - ・ 保護者の了承のもと、在園する幼稚園・保育園等で引継ぎ文書(個別移行支援計画)を作成し、入学先へ提出します。小学校へ入学される場合は、保護者・幼稚園保育園等・小学校の3者で引継ぎ会を行います。

個別移行支援計画(就学期) フェイスシート

令和 年 月 日作成

本人 (ふりがな)			性別	生年月日		平成 年 月 日		歳 ヶ月	
住所	〒			保護者(続柄)					
家族構成 (本人は含まない)	名前	続柄	備考		連絡先	自宅			
						携帯			
						携帯			
						携帯			
						緊急連絡先			
診断名 (診断日)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※診断名については疑いも含め、ご記入ください。								
医療機関 (主治医等)									
手帳等 (種類・等級)	<input type="checkbox"/> 有	身体	級	交付		再交付		サポートファイル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 無	療育		交付		再交付		つながるノート	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		精神	級	交付		再交付		受給者証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
在籍園等					担当			TEL	
	在宅	利用機関			担当			TEL	
諸検査の 記録	検査名		実施年月日	結果			検査者		
現在受けて いる支援	機関名・支援内容等						期間		
	医療						～		
	保健・福祉						～		
	教育						～		
	その他						～		
保護者の 願い									
本人の 願い									
保護者の 確認	フェイスシート及び子どもの様子、支援の手立てについて承諾しました。				令和 年 月 日				
									※確認者自著のこと

個別移行支援計画（就学期） 園名（ ） 名前（ ）
 作成者名（ ）

観 点		子どもの様子	入学後に想定される支援や手立て
基 本 的 生 活 習 慣	食事 ・ 介助 ・ 偏食 ・ 時間		
	排泄 ・ 介助 ・ 間隔		
	着替え ・ 着脱 ・ 服の始末		
	身辺処理 ・ 整理整頓 ・ 持ち物の管理		
	その他 ・ 疾病上の注意 ・ アレルギー等		

個別移行支援計画（就学期） 園名（ ） 名前（ ）

観 点		子どもの様子	入学後に想定される支援や手立て
運 動	粗大運動 ・ 走る ・ 跳ぶ ・ 基本的な体の動き		
	微細運動 ・ 手先の器用さ		
	その他		
意 思 疎 通 ・ 表 現	聞くこと ・ 指示の理解 ・ 聞き漏らしの有無		
	話すこと ・ 速さ ・ 流暢性 ・ 内容の整理		
	話し言葉以外の表現 ・ 書くこと ・ 身振り		
	感情のコントロール ・ 不安等を感じた時の様子（状況を含めて） ・ 落ち着くまでにかかる時間		
	その他		

個別移行支援計画（就学期） 園名（ ） 名前（ ）

観 点		子どもの様子	入学後に想定される支援や手立て
注 意 集 中 ・ 意 欲	集中力		
	多動性		
	衝動性		
	活動意欲		
	その他		
集 団 行 動 ・ 対 人 関 係	集団の中での様子		
	対人関係		
	その他		

個別移行支援計画（就学期） 園名（ ） 名前（ ）

観 点		子どもの様子	入学後に想定される支援や手立て
感 覚 ・ し 好	得意なこと ・ 好きなこと		
	苦手なこと ・ 嫌いなこと		
	その他		
登下校			
放課後 ・ 長期休業中			
家庭での配慮			
入学式での配慮			
その他			

高知市教育委員会 特別支援教育課

〒781-8010

住 所 高知市棧橋通二丁目 1-50

電 話 (088) 832-4492